## 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等使用内容変更申請書

令和3年4月1日

## 愛媛県知事 宛

## (申請者)

住所	〒790-○○○		
	愛媛県一番町1丁目〇番〇号		
企業·団体等名	株式会社県庁商事		
代表者名	代表取締役社長 愛媛 太郎		
担当者名	営業部 伊予 愛子		
電話番号	089-912-000	FAX	089-912-000
メール	ehime01@○○.co.jp		

令和 2年4月1日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を承諾します。

許諾番号	000000	
使用対象物品等	クッキー (みかん味)	
変更内容	(例) 製造個数を 2,000 個追加。 (例) 使用期間の終期を令和○年○月○日から令和△年△月△ 日に変更。(※元の許諾期間と合わせて 2 年を超えることはでき ません。)	

## 【附带事項】

- (1) 愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等デザインマニュアルに従って 使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん」、「愛媛県 ダークみきゃん」、「愛媛県 こみきゃん」又は「愛媛県 こダークみきゃん」と標記を付すること。
- (5) 原則として、みきゃん等の近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品

- の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権(著作権 法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属するものとする。 また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当 該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権(著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しな いこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で県に提出すること。
- (9) 愛媛県からみきゃん等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。